

令和2年(2020年)6月17日

保護者の皆様

豊中市立熊野田小学校
校長 開発 典子

熊野田小学校「新型コロナウイルス感染症予防」について (改定)

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症に対して、豊中市立小中学校では児童・生徒につきまして指導の強化しております。つきましては、保護者の皆様におかれましても下記の通り、お子様の健康状態の把握ならびに感染症予防の指導について、ご理解とご協力をよろしくおねがいします。

記

1、 新型コロナウイルス感染症を防ぐため

- ① 安全と衛生面を最優先に考え、「感染源」「感染経路」を断つための学校環境の整備及び、消毒作業の徹底と「抵抗力を高める」ように取り組みます。
- ② 換気の悪い密閉空間をなくし、密集、近距離での会話や発声に配慮します。
- ③ 感染者・濃厚接触者等に対して人権に配慮し、個人情報の取り扱いに留意します。

2、 ご家庭へのお願い

(1) 家庭での健康観察

・登校時、毎朝の検温をお願いします。

発熱(体温37.5度以上及び37.5度までであってもいつもよりしんどい様子)や咳等の症状がある場合はご家庭で休ませてください。

・健康観察カードの記入をお願いします。

・マスクの着用をお願いします。

・こまめな手洗い、うがいをお願いします。(児童の下校後は特にお願いします)

・十分な睡眠、適度な運動、栄養のバランスの取れた食事を心がけてください。

・学校でマスクを落としたり、なくしてしまう場合がありますので、予備のマスクをご用意ください。

- (2) お子様に体調不良（発熱・せき等のかぜ症状、味覚・臭覚の異常等）がある場合について

○出席停止とします。欠席扱いにはなりませんので、症状がなくなるまでご家庭で休養させてください。

○同居の方に症状がある場合も（お子様に症状がみられなくても）、同様です。

（*学校保健安全法第19条の規定に基づく措置です。）

○お子様や同居の方に下記【A】～【C】のいずれかの症状がある場合は、すぐに、かかりつけ医または「豊中市帰国者・接触者相談センター」等にご相談ください。あわせて、学校へもご連絡ください。

【A】息苦しさや強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある

【B】基礎疾患がある方で発熱やせきなどの比較的軽いかぜ症状がある

【C】上記以外の方で、発熱やせきなどの比較的軽いかぜ症状が続く

（症状が4日以上続く場合は、必ずご相談ください。また、症状には個人差がありますので、強い症状と思われる場合はすぐにご相談ください。）

○PCR検査を受けられた場合は、検査結果を学校へご連絡ください。

○以下の場合も出席停止とします。

- ・お子様が感染した場合…（期間）専門医等が快癒を認める等登校を許可されるまで
- ・お子様が濃厚接触者と認定された場合…（期間）保健所に指示された期間
- ・同居の方が濃厚接触者と認定された場合…（期間）保健所に指示された期間

3、 学校での健康観察

- ① 毎朝、健康観察カードを回収して確認します。家庭で検温していない児童は、学校で検温します。体温計は測定ごとにアルコール綿で消毒します。
- ② 欠席状況の把握を行います。欠席の場合はご連絡をお願いします。
- ③ 出席児童の健康観察を行います。
- ④ 授業中及び休憩時間で随時健康観察を行い体調がよくない児童については早めにご家庭にご連絡します。
- ⑤ 保護者の方が迎えに来られるまでは、手洗いを行い、保健室等の別室に移動して休養します。

4、 集団感染拡大予防のための環境作り

- ① 児童が感染予防の正しい知識を身につけ、適切な行動ができるよう、流水、石けんによる手洗いの励行、咳エチケット等基本的な感染症対策に関する指導を行います。手洗い・・・登校直後、休憩時間後、活動の前後、トイレの使用後、帰宅時等

咳エチケット・・・咳やくしゃみが出る際のティッシュ・ハンカチ・タオル等で口や鼻を覆うことや、マスクを着用することなど。

② 教室内の換気・配席の工夫

・常時、可能な限り窓は開けておきます。窓を開けることが難しい場合は、1時間に1回10分程度換気し、その際、2方向の窓を開けます。

・職員は、マスクを着用します。

・登下校時にもソーシャルディスタンスをとるように指導します。

・児童が下校後すぐに教室やトイレ、特に児童が多く手の触れるドアノブ、スイッチ、手摺は、ペーパータオルに十分に消毒液を含ませて清掃を行い、環境衛生を良好に保てるようにします。

・間隔を考え配席します。

③ 清掃活動について

・机やいすの水拭き及び乾拭き、掃き掃除など日常的に実施する清掃活動を行う際には、換気の良い状況のもと、マスクをした上で実施します。

・清掃活動の前後には、石けんを使用して必ず手洗いを行います。

・トイレ清掃は床については水を流さず、掃き掃除をします。便器については、職員が定期的に清掃、消毒等行います。

5、 給食指導について

・学校給食を実施するにあたり、「学校給食衛生管理基準」に基づいた配膳を行うようにします。

・教室の換気、配膳台等、消毒を行います。

・給食の配膳を行う児童については健康観察カード等にて下痢、発熱、腹痛、嘔吐、咳の症状の有無を確認します。児童は、給食服、帽子、マスクの着用をします。

・当番以外の児童は、マスクを着用し、座って待ちます。

・給食の配食に当たっては、健康状態を点検した給食当番の児童と教職員が行います。

・それぞれの量の調整は、配膳時に行い、配膳された給食は、食事中には減らさず、他の人へ渡さないように指導します。

・給食前には必ず石けんを用いた手洗いを行います。

・食事中は、飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにせず、前を向いて食べ、会話を控えるように指導します。

*本校の対応については、「大阪府、豊中市の新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル」に沿ったものです。